## 公 告 06-18

近畿日本ツーリスト健康保険組合 理 事 長 髙 浦 雅 彦

## 令和7年度における標準報酬月額の公告

健康保険法第47条の規定により、当組合の令和6年9月30日現在における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額およびこれを基礎とする任意継続被保険者の令和7年度標準報酬月額について、下記のとおり公告します。

記

- 令和6年9月30日現在の平均標準報酬月額 365,816円
- 2. 令和7年度における標準報酬月額25等級 360,000円
- 3. 適用期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(注)上記2.の標準報酬月額は任意継続被保険者の令和7年度における上限額として適用されるものです。

(以 上)

